

審査基準

平成28年1月14日作成

法令名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根拠条項：第59条第10項
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法令の定め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第6条（運搬証明書の再交付）
審査基準：
標準処理期間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：出発地を管轄する警察本部の生活環境課
問合せ先：熊本県警察本部生活環境課（電話番号：096-381-0110）
備考：